資本金の額の減少公告

当社は、平成二十七年十二月一日を効力発生日として、資本金の額を二億円減少することにいたしました。ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は、効力発生日前の一億円から変動しません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月三十一日

掲載頁　九十九頁（号外第七十四号）

平成二十七年十月七日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ

代表取締役　粕谷　英行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月二十七日

掲載頁　三十三頁（号外第一六八号）

平成二十七年十月七日

神戸市北区幸陽町一丁目一番地の一

株式会社富士山トレーディング

代表取締役　林　健太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十一月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年九月三十日

掲載頁　九十五頁（号外第二二五号）

平成二十七年十月七日

和歌山県有田郡湯浅町大字栖原九五番地

株式会社サニーサイドカウンテイー

代表取締役　阿瀬　守

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年十月七日

鹿児島県日置市東市来町伊作田五五四九番地

有限会社比良巧芸舎

代表取締役　比良　富雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千八百四十万円、利益準備金の額を二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年十月七日

香川県高松市宮脇町一丁目七番三〇号

有限会社観光ビル

代表取締役　清水　一男

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

ビーエムエージャパン株式会社

代表取締役　篠原敬次郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十月七日

兵庫県高砂市曽根町二七四〇番地の二〇

大谷建設株式会社

代表取締役　大谷　隆志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年十月七日

東京都品川区大崎一丁目六番一号

アグファ・ファイナンス・エヌ・ヴイ

日本における代表者　松石　浩行

限定承認公告

本籍山形県西置賜郡小国町大字若山九一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　興坂　和美

右被相続人は平成二十六年七月二十五日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十六日山形家庭裁判所長井出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月七日

山形県西置賜郡小国町大字宮の台三七番地

限定承認者　荒井　新吉

限定承認公告

本籍福島県いわき市小名浜玉川町東一七番地五、最後の住所埼玉県さいたま市南区根岸三丁目二一番七号　被相続人　亡　瀬谷　光代

右被相続人は平成二十七年六月十一日死亡し、その相続人は平成二十七年九月二十五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月七日

埼玉県さいたま市南区根岸三丁目二一番七号

相続財産管理人　瀬谷　智紀

限定承認公告

本籍東京都練馬区上石神井二丁目二〇番、最後の住所東京都練馬区南田中五丁目二五番一八―四〇四号　被相続人　亡　郡司　茂代

右被相続人は平成二十六年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十七年九月二十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月七日

東京都港区西新橋二丁目一八番一号弁護士ビル二号館八〇二

限定承認者郡司芳慶

右代理人弁護士　笠原　俊也

同　笠原　豊土

限定承認公告

本籍慶尚南道宜寧群宜寧邑中洞里三一三番地の二、最後の住所　愛知県名古屋市緑区浦里四丁目六番地の四

被相続人　亡神農宰熙こと　姜　宰熙

右被相続人は平成二十七年四月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十六日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月七日

愛知県名古屋市中区錦二丁目一〇番二二号

シティハウス五〇三鈴木法律事務所

限定承認者加藤佳子

右限定承認者代理人　弁護士

鈴木　愛子

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市永和二丁目九番地、最後の住所大阪府東大阪市永和二丁目四番二〇号

被相続人　亡　吉井　誠

右被相続人は平成二十七年七月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年九月二十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月七日

大阪府東大阪市永和二丁目四番二〇号

相続財産管理人　吉井　京子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年九月十七日目次欄中（原稿誤り）				
一三三		一～四	指定構造計算適合性判定機関	指定確認検査機関
〃		〃	指定確認検査機関	指定構造計算適合性判定機関
〃		六～七	指定構造計算適合性判定機関	指定確認検査機関

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月七日付第二三〇号四八ページ●同日付政府調達第一八八号三二ページ●七月十六日付衆会第三九号五六ページ

◉官報郵送料のお知らせ　九月分（月極一部当り）の郵送料二、〇八二円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）